

# 水源かん養税（仮称）に係る県民1000人アンケートの調査結果

無作為抽出した県内成人1,000人を対象に、水源かん養税（仮称）に関する郵送アンケート調査を行った。回答数は413人であった。（平成14年9月27日発送、10月30日到着分まで集計。）

## アンケート結果の要約

### 【新税の認知度】

県が提案している「水源かん養税（仮称）」の認知度については約65%が「知らない」と回答があった。

### 【新税の趣旨】

新税創設の趣旨については約57%が理解を示し、税の負担をしてもよいとの意見であった。しかし、反対する者が約33%あった。

### 【税収用途】

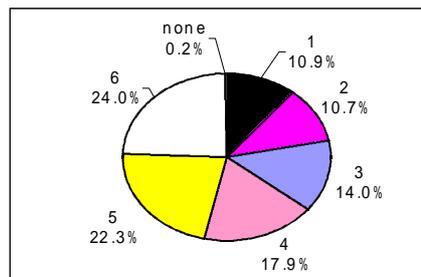
用途については「水源林に限定せず森林全体の手入れ」を対象にするべきとの意見が多かったが、税収規模との整合性も考慮しながら十分検討する必要がある。

### 【税の仕組み】

- ・税負担は年300円～1,000円程度の範囲内であれば負担してもよいとの意見が約70%を占めた。
- ・簡易水道等の課税を、県または市町村のいずれが課税するのが適当かについては拮抗している。ただし、「わからない」が25%あった。
- ・産業用水にも課税し、水道の使用量に応じて負担すべきとの意見が多かった。

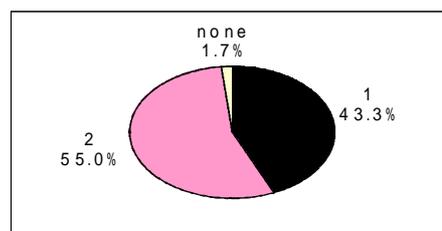
## 質問1 あなたの年齢は

1	20歳代	45 (10.9%)
2	30歳代	44 (10.7%)
3	40歳代	58 (14.0%)
4	50歳代	74 (17.9%)
5	60歳代	92 (22.3%)
6	70歳代以上	99 (24.0%)
	記入なし	1 (0.2%)



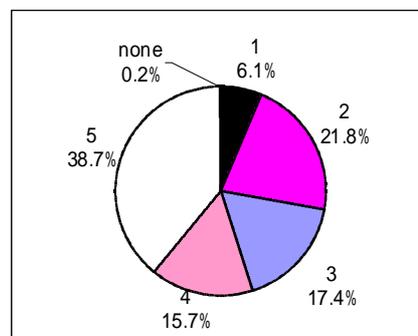
## 質問2 あなたの性別は

1	男性	179 (43.3%)
2	女性	227 (55.0%)
	記入なし	7 (1.7%)



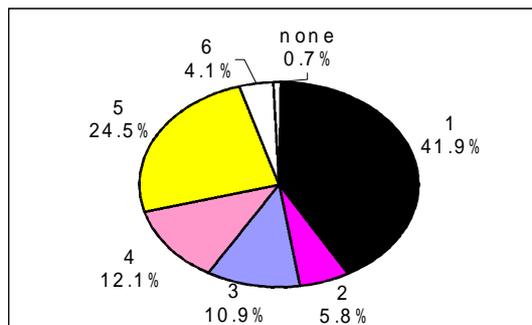
## 質問3 あなたの同居のご家族は（あなたも含めて）

1	単身	25 (6.1%)
2	2人	90 (21.8%)
3	3人	72 (17.4%)
4	4人	65 (15.7%)
5	5人以上	160 (38.7%)
	記入なし	1 (0.2%)



**質問4 あなたのご職業は**

1	給与所得者	173	(41.9%)
2	自営業	24	(5.8%)
3	農林水産業	45	(10.9%)
4	専業主婦	50	(12.1%)
5	無職	101	(24.5%)
6	その他	17	(4.1%)
	記入なし	3	(0.7%)



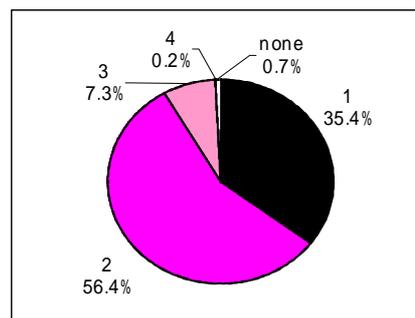
**質問5 あなたのお住まいは**

1	鳥取市 (89)	11	八東町 (3)	21	東郷町 (5)	31	日吉津村 (8)
2	米子市 (86)	12	若桜町 (5)	22	三朝町 (6)	32	淀江町 (5)
3	倉吉市 (44)	13	用瀬町 (4)	23	関金町 (4)	33	大山町 (4)
4	境港市 (24)	14	佐治村 (5)	24	北条町 (7)	34	名和町 (2)
5	国府町 (4)	15	智頭町 (6)	25	大栄町 (4)	35	中山町 (6)
6	岩美町 (6)	16	気高町 (7)	26	東伯町 (6)	36	日南町 (7)
7	福部村 (4)	17	鹿野町 (5)	27	赤碕町 (6)	37	日野町 (4)
8	郡家町 (5)	18	青谷町 (3)	28	西伯町 (3)	38	江府町 (5)
9	船岡町 (3)	19	羽合町 (3)	29	会見町 (5)	39	溝口町 (4)
10	河原町 (4)	20	泊村 (4)	30	岸本町 (3)		未記入 (5)

**質問6 〔環境問題への関心度〕**

あなたは、環境問題に関心をお持ちですか。(1つ選んでください。)

1	とても関心がある。	146	(35.4%)	} 91.8
2	多少は関心がある。	233	(56.4%)	
3	あまり関心がない。	30	(7.3%)	
4	全く関心がない。	1	(0.2%)	
	未記入	3	(0.7%)	



**コメント**

「とても関心がある」「多少は関心がある」を含めた関心度は91.8%であり、回答者の環境に対する関心度は高い。

**質問7 〔鳥取県の森林の現状認識〕**

あなたは鳥取県の森林の現状をどう思われますか。(1つ選んでください。)

1	荒廃が進んでいる(と聞いている)。	194	(47.0%)
2	それほど荒廃は進んでいない(と聞いている)。	81	(19.6%)
3	わからない。	125	(30.3%)
4	その他	7	(1.7%)
	未記入	6	(1.5%)

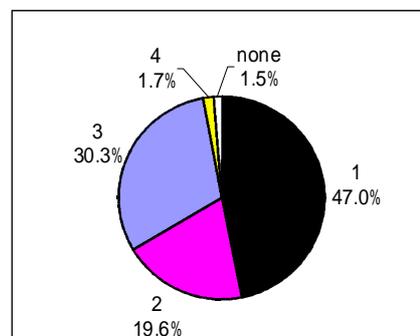
**その他の意見**

森林のことはわからないが、枯れ木が多いように感じる。

比較的整備されているように感じる。ほか

**コメント**

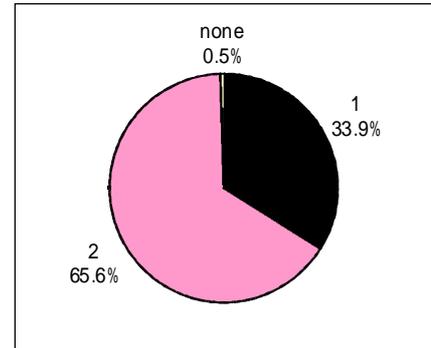
「荒廃が進んでいる」と認識している者が47.0%で、「それほど荒廃は進んでいない」の19.6%を大きく上回っているが、回答者の約3割が「わからない」としている。



**質問8 『水源かん養税（仮称）の認知度』**

あなたは鳥取県が「水源かん養税（仮称）」について検討を行っていることをご存じでしたか。  
（1つ選んでください。）

- 1 知っていた。 140 (33.9 )
- 2 知らなかった。 271 (65.6 )
- 未記入 2 ( 0.5 )



**コメント**

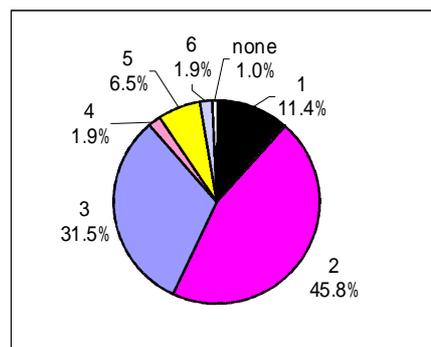
「知っていた」の33.9%に対し、「知らなかった」が倍近い65.6%であり、新税の検討が県民に十分浸透していない傾向が明らかになった。

**質問9 『新税の趣旨と負担に対する意見』**

森林には、雨水を貯め、きれいにして安定的に河川に流したり、土砂が流れ出すことを防いだり、空気をきれいにするなど、大切な働きがあります。森林のこうした役割を守ることを目的に、新しい税をつくって県民の皆様にご負担していただくことについて、どのようにお考えですか。（1つ選んでください。）

- 1 賛成である。 47 (11.4 )
- 2 税負担の程度にもよるが賛成である。 189 (45.8 )
- 3 趣旨には賛成するが税負担には反対である。 130 (31.5 )
- 4 反対である。 8 ( 1.9 )
- 5 どちらともいえない。 27 ( 6.5 )
- 6 その他 8 ( 1.9 )
- 未記入 4 ( 1.0 )

57.2  
33.4



**その他の意見**

用途等、はっきり示さなければ判断できない。  
趣旨と税負担との相互関係がよくわからない。 ほか

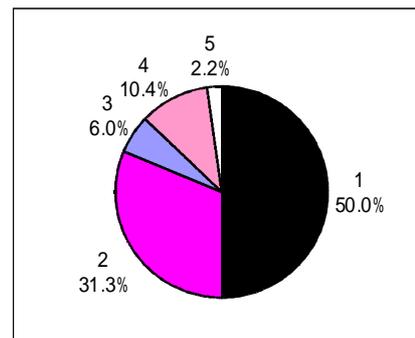
**コメント**

「賛成」の11.4%、「税負担の程度により賛成」の45.8%を合わせた賛成意見が57.2%であった。  
それに対し、「趣旨は賛成するが税負担は反対」31.5%、「反対」1.9%を合わせた反対意見が33.4%であった。

**質問10 〔新税に賛成できない理由〕**

質問9で3または4に をされた方におたずねします。  
 どのような理由で賛成できないとお考えですか。( 1つ選んでください。 )

- |   |            |
|---|------------|
| 1 県民全体で森林を守ることは大切だが、県民に新たな負担を求めず、現在の行政経費をやりくりして必要な事業を行うべきである。 | 67 (50.0 ) |
| 2 鳥取県の森林の有益な働きは、鳥取県を越えた広い範囲に及ぶので、広域的に国が取り組むべき問題である。           | 42 (31.3 ) |
| 3 森林を守る取り組みは森林所有者が主体となって行うべきである。                              | 8 ( 6.0 )  |
| 4 理由を問わず、新たな税負担には賛成できない。                                      | 14 (10.4 ) |
| 5 その他   | 3 ( 2.2 )  |



**コメント**

質問9で反対した者(回答者の33.4%)の主な理由は、「新たな負担を求めず既存の経費から財源を捻出すべき」の50.0%、「公益的機能は県域を越えており国が取り組むべき問題」の31.3%が多数意見であったが、「理由の如何を問わず新たな税負担には反対」という意見も10.4%あった。

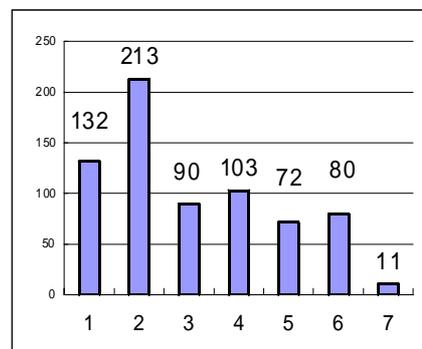
**質問11 〔税収で行う事業〕**

上水道の使用について1m<sup>3</sup>当たり1円の税負担をお願いするとした場合、県全体で年間6,000万円程度の税収が見込まれます。県ではこの財源を、部落有林、財産区有林、学校林などの水源かん養保安林を整備する事業に使うことを考えていますが、あなたはこの税収で行う事業として、何をすべきとお考えですか。(該当するものをすべて選んでください。)

- |  |             |
|--|-------------|
| 1 県の考えている事業(部落有林、財産区有林、学校林などの水源かん養保安林を健全に育成するための間伐、枝打ち等の手入れ)でよい。 | 132 (18.8 ) |
| 2 水源に限らず、森林全体を健全に育成するために間伐、枝打ち等の手入れを行う。                          | 213 (30.4 ) |
| 3 水源の森林を県・市町村が取得して適正な管理を行う。                                      | 90 (12.8 )  |
| 4 スギ、ヒノキが中心の人工林を、自然林に再生していく事業(ブナ、ミズナラ等の広葉樹の植樹等)を行う。              | 103 (14.7 ) |
| 5 県民が森林に親しむための整備(遊歩道設置、森林体験事業等)を行う。                              | 72 (10.3 )  |
| 6 森林を守る意識を高めるための事業(ボランティアによる森林整備等)を行う。                           | 80 (11.4 )  |
| 7 その他  | 11 ( 1.6 )  |

**その他の意見**

机上の空論である。  
 子供に体験学習をさせ、森林の大切さを理解させる事業をしてほしい。  
 お金のかからない方法で、現状のアピール。  
 林道のないところには林道が必要である。 ほか



**コメント**

県の考えている「水源林に対する間伐等の手入れ」に18.8%が賛成しているが、「水源林に限定せず森林全体の手入れ」を30.4%が支持している。「人工林を自然林に再生」「県・市町村による森林の取得管理」「遊歩道等の森林に親しむ施設の整備」「森林を守る意識を高める事業」が各々概ね1割強の支持でほぼ横並びであった。

**質問 1 2 〔税負担の程度〕**

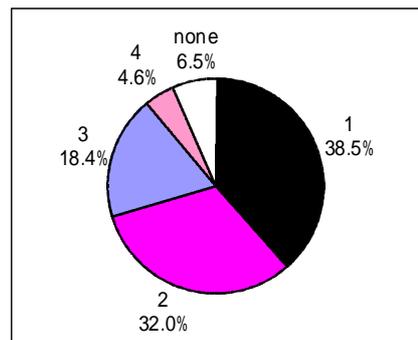
県全体で年間 6,000 万円程度の税収では、森林の働きを守るためには少なすぎるので税負担をもっと多くすべきだ、との意見もありますが、どのようにお考えですか。(1つ選んでください。)

- |   |   |             |
|---|---|-------------|
| 1 | 水の使用は必要不可欠だから税負担はできる限り抑制するべきであり、また、県民の意識啓発に重きを置いた税なので、1 m <sup>3</sup> あたり1円の税負担が適当である。 | 159 (38.5%) |
| 2 | 必要な事業を実施するための経費が納得できるものであれば、税負担が増加してもやむを得ない。  | 132 (32.0%) |
| 3 | わからない。  | 76 (18.4%)  |
| 4 | その他   | 19 (4.6%)   |
|   | 未記入   | 27 (6.5%)   |

その他の意見

税の負担に反対です。

1の理由なら、年100円でもよいのでは。  
 少ないのなら他の事業から捻出すればよい。  
 用途がわからないので判断できない。 ほか



コメント

「1 m<sup>3</sup>あたり1円が適当」の38.5%と「税収用途が納得できれば税負担が増えてもやむを得ない」の32.0%がほぼ拮抗している。

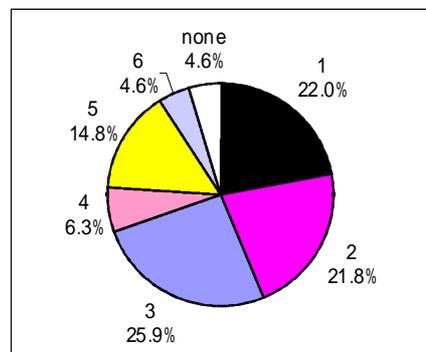
**質問 1 3 〔税負担の上限〕**

平均的な1世帯の税負担が、どの程度を超えると負担が重すぎると感じられますか。(1つ選んでください。)

- |   |          |             |         |
|---|----------|-------------|---------|
| 1 | 年 300円   | 91 (22.0%)  | } 69.7% |
| 2 | 年 500円   | 90 (21.8%)  |         |
| 3 | 年 1,000円 | 107 (25.9%) |         |
| 4 | 年 2,000円 | 26 (6.3%)   |         |
| 5 | わからない。   | 61 (14.8%)  |         |
| 6 | その他      | 19 (4.6%)   |         |
|   | 未記入      | 19 (4.6%)   |         |

その他の意見

成果により税額の価値が出るので、今は判断できない。  
 納得できる成果が上がれば、2,000円でも構わない。  
 最初はどのような金額でも負担に感じるものだ。  
 金額の問題ではない。  
 1円の負担でもしたくはない。 ほか



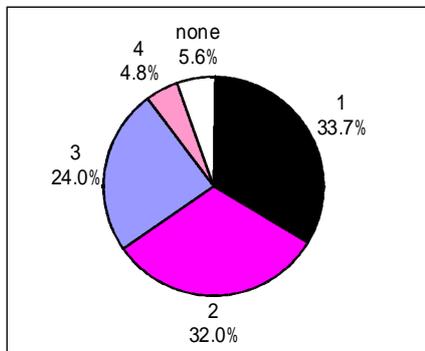
コメント

年300円(22.0%)、年500円(21.8%)、年1,000円(25.9%)であり、概ね300~1,000円の税額に落ち着いた。(1,000円を超えると、7割弱の者が高いと感じる結果となった。) なお、「わからない」は14.8%であった。

**質問 1 4 〔簡易水道などに対する課税の方法〕**

「生活用水」のうち、県内で統一的使用水量の把握ができる「上水道」は県税とし、「簡易水道」などは使用水量の把握状況が様々であるため、実態の把握がよりの確にできる市町村が税制度をつくった方がよいと考えています。一方、市町村が税をつくることとすると、市町村ごとに取扱いに違いが生じて不公平となるおそれがあるため、「簡易水道」などについても出来る限り県税の対象とすべきだとの意見もあります。「簡易水道」などを市町村が課税することについては、どのようにお考えですか。（1つ選んでください。）

- 1 簡易水道などは、市町村が課税した方がよい。 1 3 9 (33.7 )
- 2 簡易水道などについても、県が課税した方がよい。 1 3 2 (32.0 )
- 3 わからない。 9 9 (24.0 )
- 4 その他 2 0 ( 4.8 )
- 未記入 2 3 ( 5.6 )



**その他の意見**

上水も簡水も含めて市町村が課税し、県に払い込めばよい。  
 県、市町村のどちらかに統一すべきである。  
 簡易水道は課税対象とすべきではない。  
 県民一体で守り育てる、というのなら県がまとめて行うべき。  
 県が課税して、市町村に税収を交付する。 ほか

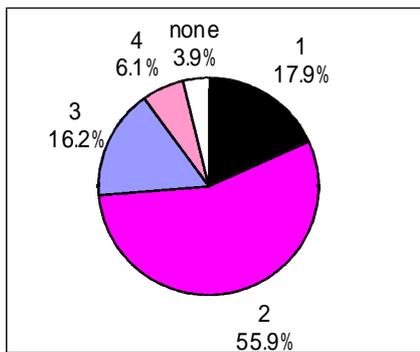
**コメント**

「市町村による課税」と「県による課税」がほぼ同率（約33%）であり、回答を留保する率も24.0%と高かった。

**質問 1 5 〔産業用水を課税対象とすべきか〕**

水の使用形態は、「生活用水」と「産業用水」に区分できます。「水源かん養税（仮称）」の趣旨は、水の使用に対する新税をきっかけとして森林に対する意識を高めていくことにあります。そこで、大部分の県民が使用する「生活用水」を課税対象にして、税負担の範囲を検討するべきだと考えています。また、「産業用水」については、農業用水を課税対象とすることに違和感がある（水田は「緑のダム」として水を蓄えて、森林の水源かん養機能を補っている）、工業用水道以外の産業用水は使用水量の的確な把握ができないので、産業用水全体をとおして公平な仕組みとならないため、産業用水はいっさい課税対象としないことを考えています。一方で、工業用水道等の「産業用水」も課税対象にするべきだとの意見もありますが、どのようにお考えですか。（1つ選んでください。）

- 1 産業用水は課税対象とせず、生活用水を課税対象とするべきである。 7 4 (17.9 )
- 2 生活用水だけでなく、産業用水も課税対象とするべきである。 2 3 1 (55.9 )
- 3 わからない。 6 7 (16.2 )
- 4 その他 2 5 ( 6.1 )
- 未記入 1 6 ( 3.9 )



**その他の意見**

工業用水は産業用水と区別すべきである。  
 生活用水は課税せず、産業用水のみ課税対象とされたい。  
 実態のわからないものには課税のしようがないのでは。  
 工業用水は課税すべきである。 ほか

**コメント**

「生活用水だけでなく、産業用水も課税対象とすべき」との意見が55.9%で過半数を占め、「生活用水だけを課税対象とすべき」の17.9%を大きく上回った。

### 質問16 〔税負担の計算方法〕

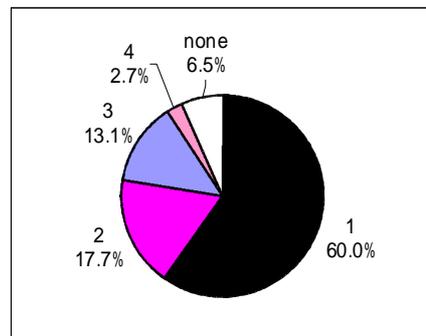
森林を守る意識を高めていくためには、水の使用という森林からの受益の程度に応じて負担していただくため使用水量に応じた税額を計算する仕組みを考えています。一方、簡素で分かりやすい税制度として、使用水量に応じないで、水道使用契約者のみに定額の税を負担していただく仕組みを検討している自治体もありますが、いずれの仕組みがよいとお考えですか。（1つ選んでください。）

1 使用水量に応じた税額とすべきである。	248 (60.0)
2 水道使用契約者のみに定額とすべきである。	73 (17.7)
3 わからない。	54 (13.1)
4 その他	11 (2.7)
未記入	27 (6.5)

#### その他の意見

世帯ごとに人数に応じて課税する。

契約者に課税し、使用量に応じた金額を乗せる。 ほか



#### コメント

「使用量に応じた課税」方式が60.0%で、「水道契約者のみに定額課税」方式の17.7%を大きく上回っており、受益者負担の原則に即した税制に対する支持が多かった。

### 質問17 〔その他の自由意見〕

記入あり	130
なし	283

もっと広く新税を周知して議論すべきである。

税は公平に課税すべきである。

不況下の現状は新税創設の時期にふさわしくない。

財源確保のための新税導入なら県の事業費の見直しをすべきである。

税収用途を明確にすること。

税収は効果的で県民が納得できる使い方をすること。 など